

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年5月20日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【電話番号】	03-6691-2017
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	オーストラリアリートファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

オーストラリアリートファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

ただし、愛称として、「テニス サポーターファンド2」という名称を用いる場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるカレラアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「分配金再投資コース」については、後記「(12)その他」をご参照下さい。

(6) 【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

2024年5月21日から2025年5月20日まで

ただし、申込期間中であっても申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社の営業日であっても申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け取りを取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記載されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<https://www.carrera-am.co.jp/>
- ・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定した配当収入の確保と中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産（投資 信託証券（不動 産投信・オブ ション）） 資産複合（ ）	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信・オプション））	目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、不動産投信・オプションに主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

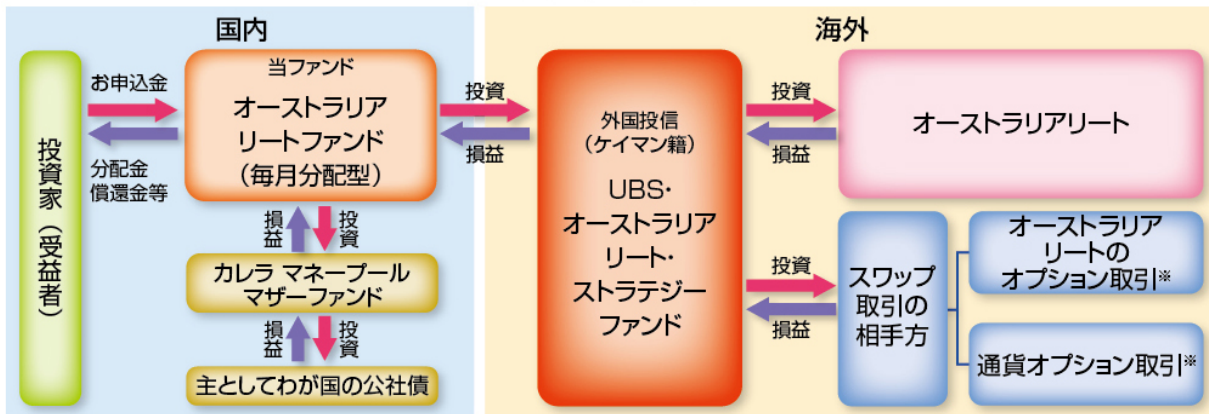
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、オーストラリアリートのオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。

<ファンドの仕組み>



※当ファンドが投資対象とする外国投信は、UBS銀行ロンドン支店を相手方とするスワップ取引を通じて、オーストラリアリートのオプション取引、および通貨オプション取引の損益を受け取ります。

戦略のポイント

1. オーストラリアのリートに投資します

オーストラリアの長期的な経済成長に沿って、拡大が期待される商業施設を中心としたオーストラリアのリート(以下、オーストラリアリート)に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

2. インカム性収益を重視した運用を行います

- ①主要市場(米国、欧州大陸、日本、オーストラリア)の中でも平均配当利回りの高いオーストラリアリートに投資します。
- ②オーストラリアリートと通貨のカバードコール戦略(リートの現物買いとコールオプション^{*1}の売り、円に対するオーストラリアドルのコールオプションの売り)を行うことで、オプションプレミアム^{*2}の獲得を目指します。

オーストラリアリートおよびコールオプションに関する運用は、UBS・ファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド^{*}およびUBS銀行ロンドン支店が行います。

^{*}ランタン・ストラクチャード・アセット・マネジメント・リミテッドは2022年8月の名称変更により社名が変わりました。

^{※1} コールオプションとは、対象資産(このファンドではオーストラリアリート、通貨)を特定の価格(権利行使価格)で特定の日(満期日)に買うことが出来る権利をいいます。

^{※2} オプションプレミアムとは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

3. オーストラリアリートと為替の値上り益を期待できる戦略です

オーストラリアリートのカバードコールは、投資しているオーストラリアリートの各銘柄の60%程度、通貨カバードコールはオーストラリアドル資産の50%程度を基本とするパーシャルヘッジ(部分的なカバードコール)ですので、各銘柄の値上り益、円に対するオーストラリアドルの値上り益を期待できる戦略です。

^{*}各銘柄のオーストラリアリートを対象としたコールオプションの売りは、流動性が少ない銘柄もありますので、全体では60%から大きくかい離することがあります。

投資の狙い



1 オーストラリアリート市場の成長

- ・人口が増加するオーストラリアにあって、リート市場が拡大しています。
- ・穏やかなインフレーションにより、リートの利益も拡大する基調にあります。
- ・中期的な経済成長が継続する環境の下、オーストラリアリート市場の規模拡大と内部成長の同時進行が期待されます。



2 高い配当利回り

- ・グローバルリート市場から見て、オーストラリアリートは、相対的に高い配当利回り水準にあります。
- ・リートの利益拡大とともに、増配が期待されます。



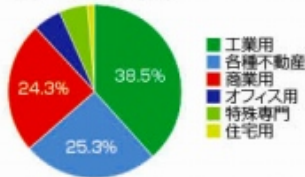
3 プラスの経済成長継続が期待されるオーストラリア

- ・移民の流入に支えられて人口の増加が継続しています。
- ・鉱物資源で世界有数の生産量と埋蔵量を誇ります。
- ・広大な国土を強靱にするためのインフラ投資による経済成長継続が期待されます。

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

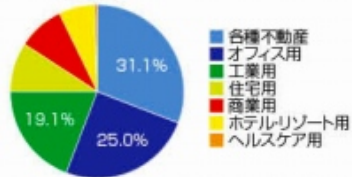
オーストラリアリートの特徴

（オーストラリア）

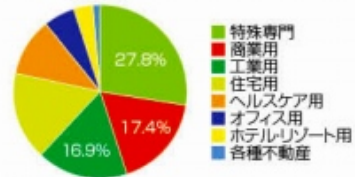


主要市場の用途別構成

（日本）

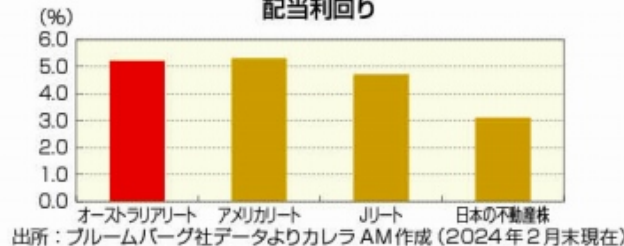


（米国）



出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成（2024年2月末現在）

配当利回り



出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成（2024年2月末現在）

オーストラリアリートの配当利回りは5%近辺

オーストラリアリート市場について

ブルームバーグコード：AS51PROP Index

- S&P/ASX 200 指数のセクター別サブインデックスの一つで、オーストラリアの不動産投資信託（A-REITs）から構成される

モデルポートフォリオ構築方法

S&P/ASX 200 A-REIT 指数

ブルームバーグコード：AS51PROP Index
21銘柄 / 配当利回り 5.2% (税引前)*

ポートフォリオ構築

基本的に四半期毎に銘柄の見直しが行われる浮動株式時価総額に応じて、各銘柄のウェイトを決定

流動性

流動性に鑑みて、各銘柄のウェイトを調整

モデルポートフォリオ

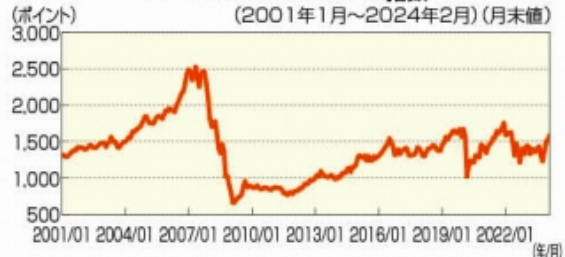
21銘柄 / 配当利回り 4.8% (税引前)*

出所：リート指数に関するデータは2024年2月末のブルームバーグ社データを参照、モデルポートフォリオに関するデータは2024年2月28日時点取引のUBS証券提供データを基に概算値をカレラ AM 算定

注：2024年3月現在のオーストラリアにおける配当に対する税率は30%です。

S&P/ASX 200 A-REIT 指数

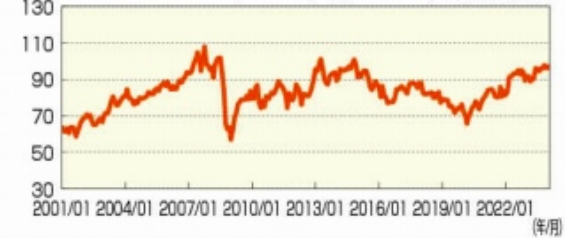
(2001年1月～2024年2月) (月末値)



出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成（2024年2月末現在）

（オーストラリアドル/円推移）

(2001年1月～2024年2月) (月末値)



出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成（2024年2月末現在）

モデルポートフォリオ代表銘柄（60% カバー率）

名称	産業分類	配当利回り	時価総額 (10億オーストラリアドル)
1 グッドマン・グループ	工業用不動産投資信託	1.00%	54.7
2 センター・グループ	リテールREIT	5.30%	15.9
3 ストックランド	各種不動産投資信託	5.00%	10.7
4 ビシニティ	リテールREIT	6.20%	8.9
5 ミルバック・グループ	各種不動産投資信託	4.50%	8.6

出所：ブルームバーグ社データよりカレラ AM 作成（2024年2月末現在）

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

戦略の解説

- ① オーストラリアリートを実質的な投資対象とします。
- ② 3つのインカム性収益を獲得する戦略を行います。
- ③ オーストラリアリートと為替の値上がり益を期待できる戦略です。

カバードコールの基準価額への影響

オーストラリアリートのカバードコールの例（カバー率約60%・1%アウトオブザマネーの場合）



※上記は当ファンドのカバードコールに対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。資金動向や市況動向等により変動します。
 ※上記はオーストラリアリートの総資産に対し約60%の割合で1%アウトオブザマネーのカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。
 ※市場流動性・環境により60%から大きくかい離する場合があります。

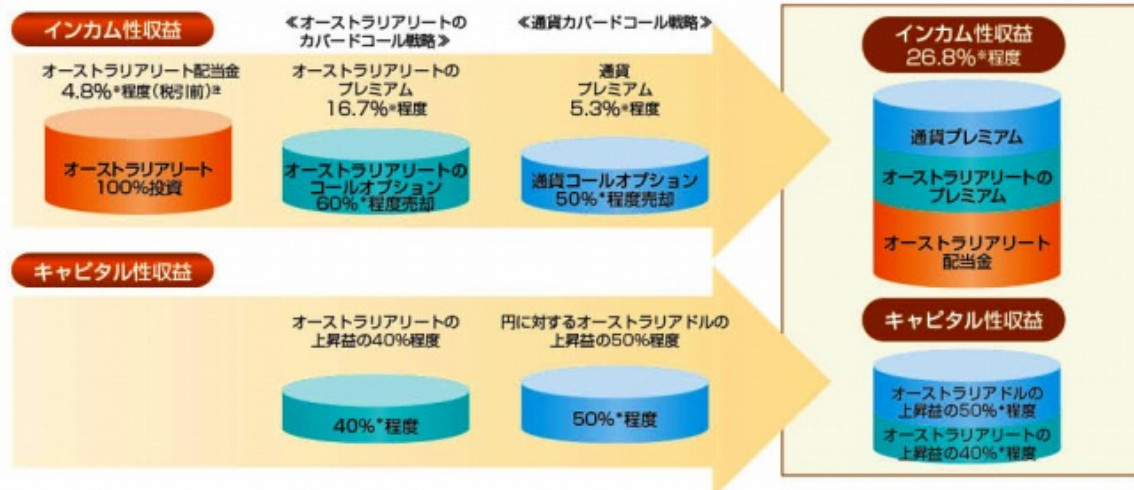
通貨カバードコールの例（カバー率約50%・アットザマネーの場合）



※上記は当ファンドのカバードコールに対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。資金動向や市況動向等により変動します。
 ※上記はオーストラリアドルの資産に対し約50%の割合でカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

- 2種類のカバードコールはレバレッジをかけるためのオプション取引ではありません。
- オーストラリアリートの各銘柄および通貨の値上がりを100%抑えるわけではありません。

戦略と収益のイメージ(例)



出所：配当金、オーストラリアリートのプレミアム、通貨プレミアムはUBSグループ提供の2024年2月26日時点取引データを基に、概算値をカレラAM算定

注：2024年3月現在のオーストラリアにおける配当に対する税率は30%です。

- * 上記はイメージであり、各カバードコール戦略の比率は市場流動性・環境等により上記の数字から大きくかい離する場合があります。各カバードコール戦略によりオプションプレミアムの確保が期待できる一方、オーストラリアリートの価格変動や為替レートの変動等により損失を被ることがあります。
- * インカム性収益は性格の異なる3つの収益の合計です。オーストラリアリート投資、オーストラリアリートのコールオプション、通貨コールオプションにはそれぞれ異なるリスクがあります。
- * 配当金・オプションプレミアムの水準はあくまで目安であり、実際の市場環境により変動します。また、インカム性収益は投資先ファンドにおける水準であり、当ファンドの分配率とは異なります。（収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおいて保有するオーストラリアリートとその対価（通貨）に対する比率で、すべて年率です。また、手数料、取引コスト、税金等は考慮していません。）
- * 収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおける資料作成時点での収益率で、その後は資産規模に応じて変動します。そのため、当ファンドにより投資先ファンドの追加設定や解約が行われると、収益率が低下（希薄化）したり、上昇したりすることがあります。

◆上記のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

年12回（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

- ・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

安藤証券からのお知らせ



安藤証券は、私たちに共通で身近な文化であるスポーツの振興や発展を応援し、社会に貢献できることを願います。そのために、安藤証券は、当ファンドの取扱いにより得られた信託報酬の一部を、プロテニスプレイヤーの強化、同コーチやトレーナーのサポート、さらには将来日本のテニス競技を担う子供たちの育成を目的として、直接にまたは関連する法人、団体、協会などを通して支援いたします。

※支援の金額、方法等については安藤証券が決定することとし、状況に応じて変更される場合もあります。

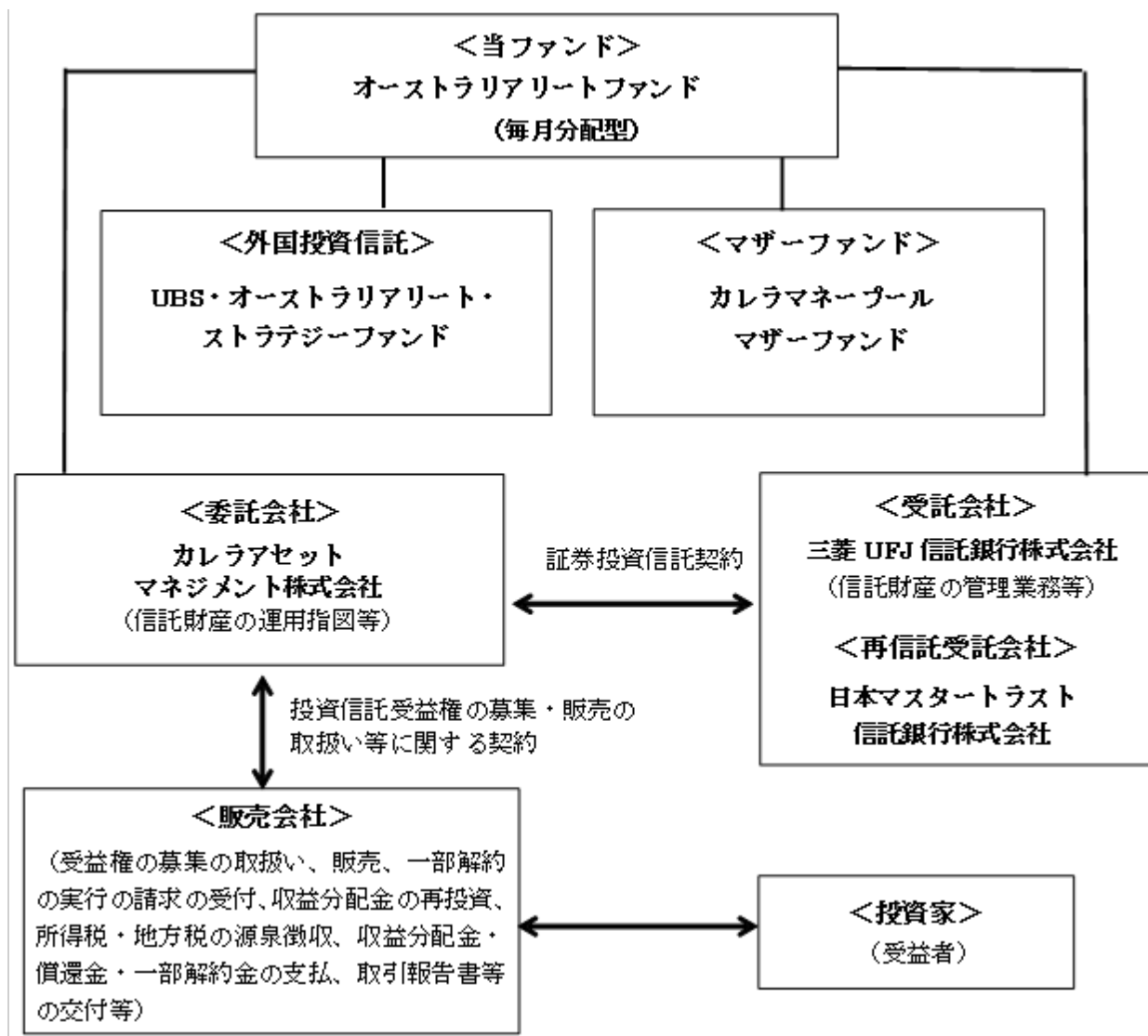
※支援の対象となる選手、コーチ等や関連する法人、団体、協会などは、当ファンドの販売または運用等には関与いたしません。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年2月28日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．カレラアセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2024年3月末日現在）

資本金 1億6,240万円
発行済株式の総数 790株（普通株式）

ロ．委託会社の沿革

2011年7月 カレラアセットマネジメント株式会社設立
2012年4月 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2636号

ハ．大株主の状況（2024年3月末日現在）

名称	住所	保有株式数	比率
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目 23番21号	400株	50.6%
安藤 敏行	東京都世田谷区	390株	49.4%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

円建の外国投資信託であるUBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド受益証券および国内籍証券投資信託であるカレラ マネープール マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、オーストラリアリートのオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。
- ロ．外国投資信託受益証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、外国投資信託受益証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ニ．資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）とします。

- イ．有価証券
- ロ．約束手形
- ハ．金銭債権

委託会社は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるUBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド受益証券のほか、カレラアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたカレラ マネープール マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 5．コマーシャル・ペーパー
- 6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記1．から上記4．までの証券および上記6．の証券または証書のうち上記1．から上記4．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

(参考) カレラ マネープール マザーファンドの投資方針

(1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

わが国の国債証券、政府保証付債券および政府または日本銀行が保証する取引等(以下「国債等」といいます。)の資産以外の有価証券への投資にあたっては、取得時において、原則として1社以上の信用格付業者等(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。なお、2社以上の信用格付業者等より信用格付を取得している場合は、最も低い信用格付を基準にします(以下同じ。)

(ア) A-2格またはP-2格相当以上の短期信用格付を取得しているもの

(イ) A-格またはA3格相当以上の長期信用格付を取得しているもの

(ウ) 信用格付を取得していない場合には、取得時において、委託会社が上記(ア)、

(イ)の信用格付と同等の信用度を有すると判断したもの

投資する有価証券または金融商品は、現先取引により取得したものを除き、原則として受渡日から償還日までの期間または取引期間が1年を超えないものとします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の選定方針は、下記概要を参照しております。

＜投資先のファンドの概要＞

ファンド名	UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建
運用の基本方針 主な投資対象	主としてオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 また、スワップ取引を通じて、実質的にオーストラリアリートのオプション取引（コールオプションの売却）および通貨オプション取引（オーストラリアドル対円コールオプションの売却）の損益に連動する投資成果を享受します。
投資態度 （運用方針）	〔オーストラリアリート投資〕 1. 主としてオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 2. オーストラリアリートの投資にあたっては、S&P/ASX 200 A-REIT指数の採用銘柄を参照して、運用を行います。ただし、当ファンドのパフォーマンスは、同一銘柄の不動産投資信託受益証券（リート）への投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とする投資制限およびスワップ取引の損益等の影響により、当該指数に直接連動することを目指したものではありません。 〔オーストラリアリートのコールオプションに関するスワップ取引〕 1. スワップ取引を通じて、実質的に当ファンドが保有するオーストラリアリートを対象としたオプション取引（コールオプションの売却）の損益に連動する投資成果を享受します。 2. 当該スワップ取引の想定元本の額は、取得時において当ファンドが保有するオーストラリアリート評価額の概ね60%を上限とします。 〔通貨コールオプションに関するスワップ取引〕 1. スワップ取引を通じて、実質的にオーストラリアドル対円を対象としたオプション取引（コールオプションの売却）の損益に連動する投資成果を享受します。 2. 当該スワップ取引の想定元本の額は、取得時において当ファンドが保有するオーストラリアドル建資産総額の概ね50%を上限とします。 ※ 資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 不動産投資信託受益証券（リート）への投資割合には、制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3. 同一銘柄の不動産投資信託受益証券（リート）への投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とします。
設定日	2017年3月1日
信託期間	無期限（信託設定日：2017年3月1日）
決算日	毎年2月末日
ファンド休業日	オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日
分配方針	原則として、毎月分配を行い、再投資します。（分配金再投資型）
購入時手数料 換金時手数料 信託財産留保額	ありません。
運用管理費用 （信託報酬等）	純資産総額に対して、年率0.527%程度 ※上記料率には、管理会社・投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行、スワップ取引相手方への報酬が含まれます。ただし、管理事務代行会社と保管銀行への報酬は最低年間報酬額（管理事務代行会社は70,000米ドル、保管銀行は10,000米ドル）が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。
その他の費用・ 手数料等	S&P/ASX 200 A-REIT指数に関わるライセンス料として、純資産総額に対して年率0.02%（ただし、最低年間ライセンス料7,500米ドル）の費用を信託財産から支払います。また別途、信託財産に関する相続、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、その他の費用・手数料等を信託財産から支払います。なお、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
主な関係法人	管 理 会 社：UBS・ファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド※1 投 資 顧 問 会 社：UBSアセットマネジメント（UK）リミテッド※2 受 託 会 社：エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド 管 理 事 務 代 行 会 社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 副 管 理 事 務 代 行 会 社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（シンガポール支店） 管 保 銀 行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン スワップ取引相手方：UBS銀行ロンドン支店 ※1 ランタン・ストラクチャード・アセット・マネジメント・リミテッドは2022年8月の名称変更により社名が変更されました。 ※2 UBSアセットマネジメント（UK）リミテッドが投資顧問会社として2023年1月27日から加わりました。
ファンド名	カレラ マネーパール マザーファンド
形態	親投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資態度	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
主な投資制限	1. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 2. 外貨建資産への投資は行いません。
信託設定日	2014年7月1日
決算日	年2回：原則として、毎年6月15日、12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	無分配（期中には分配を行いません。）
信託報酬	信託報酬を収受しません。
信託事務の諸費用	信託財産に関する相続、信託事務の処理に要する諸費用、等。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

◆上記の内容は、本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

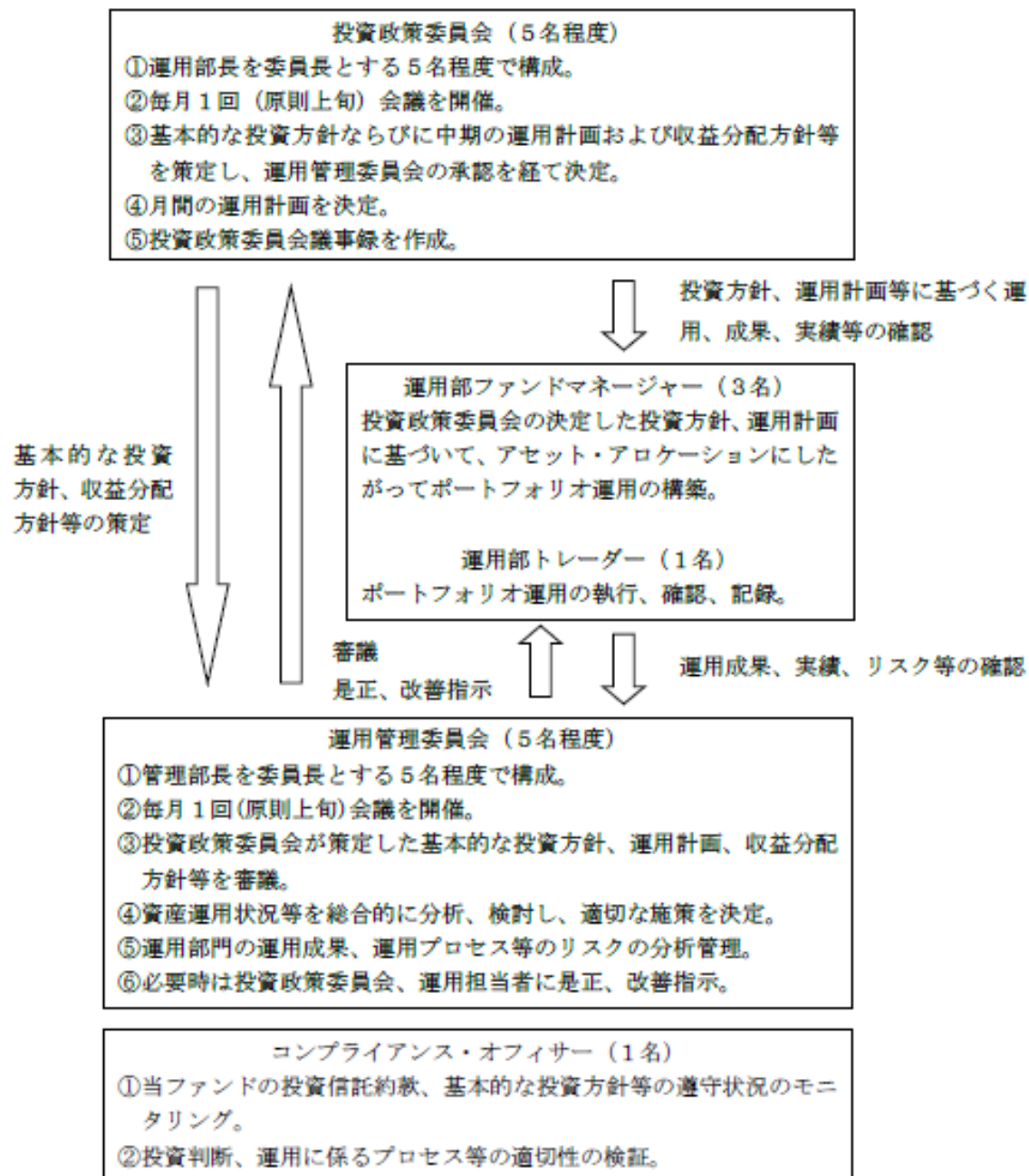
（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドについて、委託会社の投資政策委員会が、運用部が企画、立案して作成した商品概要に基づいて、基本的な投資方針である運用哲学（運用の目的）、運用プロセス、運用手法ならびに中期（四半期または半期をいいます。）の運用計画および収益の分配方針等を策定し、運用管理委員会の承認を経て決定し、さらに原則として毎月上旬に、前月までの実績を分析したうえで、月間および中期の運用計画を決定する運用体制としております。

また、運用管理委員会、コンプライアンス・オフィサーにおいて、運用管理、リスク管理等を行い、必要があれば、投資政策委員会、運用担当者には是正、改善を指示します。



内部管理体制

当ファンドの投資信託約款、基本的な投資方針等に則した適正な運営を行うべく、管理部門により運用管理業務、コンプライアンス部門によるモニタリングおよび内部監査室による業務監査を行い、適切性の確保に努める体制としております。また、運用管理委員会において当ファンドの資産運用状況等を総合的に分析、検討し適切な施策を決定するとともに、運用部門の運用成果、運用プロセス等のリスク管理を行います。また、必要なときは、投資政策委員会、運用担当者には是正、改善指示を行い、その結果を検証します。

なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（投資信託業務に係る方法書、投資信託財産運用に係る業務運営規程、投資信託財産運用に係る細則等の社内規程、その他業務に関係する社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は2024年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年12回（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配金に関する留意事項

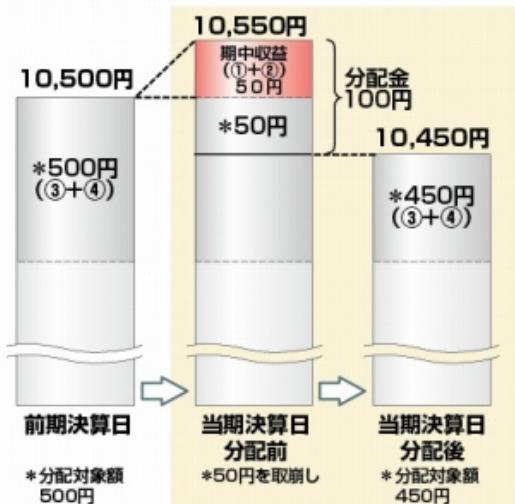
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



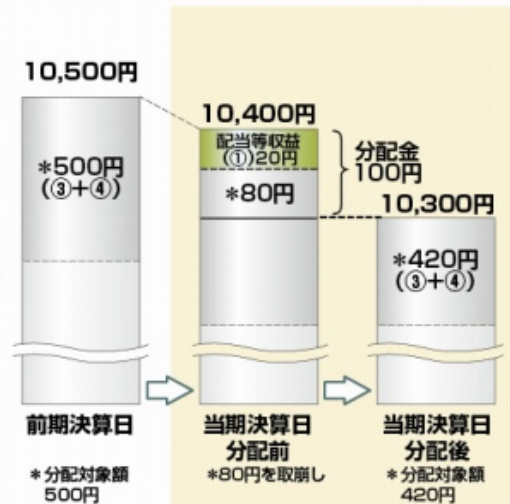
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

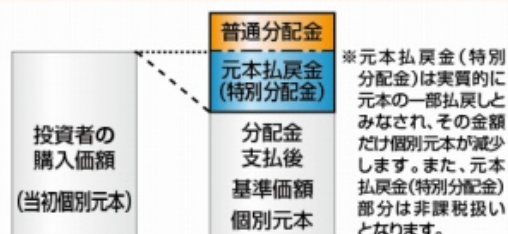


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

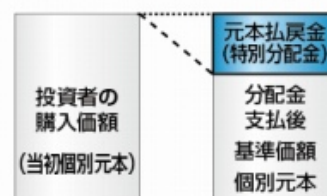
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

公社債の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

ロ．上記イ．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ．上記イ．の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（参考）カレラ マネープール マザーファンドの投資制限

同一法人等が発行したもしくは取り扱う投資対象資産（国債等を除きます。）への投資（現先取引による投資を除きます。）の合計額は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一法人等を相手方とする取引期間が5営業日以内のコール・ローンでの運用は、上記の規定を適用しません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲内で行います。

スワップ取引は、約款第19条の範囲内で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

<法令等による投資制限>

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動き等により影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

オーストラリアリートの価格変動リスク

外国投資信託においては実質的にオーストラリアの不動産投資信託受益証券（リート）等（以下「オーストラリアリート」といいます。）に投資しますので、ファンドの基準価額は、オーストラリアリートの価格変動の影響を受けます。オーストラリアリートの価格は政治経済情勢、発行体の業績（組入不動産等の価値や賃料、不動産市況の変動等）、市場の需給、オーストラリアリートに関する法制度の変更等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外国投資信託においては実質的な組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する外貨建て資産の為替変動の影響を受けます。円高局面となり外貨建て組入資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

カバードコール戦略に伴うリスク

- ・外国投資信託においては、実質的にオーストラリアドル建てのオーストラリアリートに投資するとともに、カバードコール戦略により、各銘柄のオーストラリアリートのコールオプションの売却および円に対するオーストラリアドルのコールオプションの売却を行います。このため、コールオプションの売却後に、オーストラリアリートや為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合などには、売却オプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、損益は営業日毎に時価評価され基準価額に反映されません。
- ・カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の、各銘柄のオーストラリアリートの価格や為替レートの水準、権利行使価格水準、オーストラリアリートの価格や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、予想される各銘柄の配当、金利水準、市場での需給関係など複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
- ・カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日においてオーストラリアリートの価格や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えずにオーストラリアリートのみ投資した場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
- ・外国投資信託の換金やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

- ・外国投資信託の追加やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を積み増した場合、積み増しに伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- ・カバードコール戦略において特定の権利行使期間でオーストラリアリートの価格や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際(ロール取引)のオーストラリアリートや為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後オーストラリアリートの価格や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。
当ファンドでは、外国投資信託を通じてオーストラリアリートに投資を行いますが、オーストラリアリートのカバードコール戦略ではコールオプションの売却が出来ない銘柄もあると想定されるため、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。
- ・当初設定時、ロール取引日が休業日のとき、各国のオプション取引の決済制度に違いがあるとき、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予測されるとき、償還の準備に入ったとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、カバードコール戦略を行えない場合があります。

スワップ取引に伴うリスク

外国投資信託におけるスワップ取引は、実質的にカバードコール戦略の投資成果を享受する契約です。取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することが出来ない可能性があることから損失を被る場合があります。

外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取引するオーストラリアリートやオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、市場における取引の不成立や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、外国投資信託の基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

オーストラリアリートの発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、オーストラリアリートの価格は下落し、外国投資信託の基準価額が下がる要因となる可能性があります。

特定業種への集中投資に関するリスク

外国投資信託においては特定の業種(オーストラリアリートセクター)に集中的に投資するため、株式市場全体と基準価額の値動きが異なる場合があります。また、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額が大きく変動する場合があります。

解約による外国投資信託の資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約による外国投資信託の資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢とかけ離れた価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

資金移動に係るリスク

外国投資信託の主要投資対象国であるオーストラリアの当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に外国投資信託の受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、外国投資信託の受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に外国投資信託の運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

「カレラ マネープール マザーファンド」

価格変動リスク

公社債は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には公社債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付、ご換金に制限を設けることがあります。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

当ファンドが投資対象とする投資信託を通じて実質的に保有する資産の市場環境等の状況により、実質的な保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、実質的な保有有価証券の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場環境が急変した場合

- ・ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合

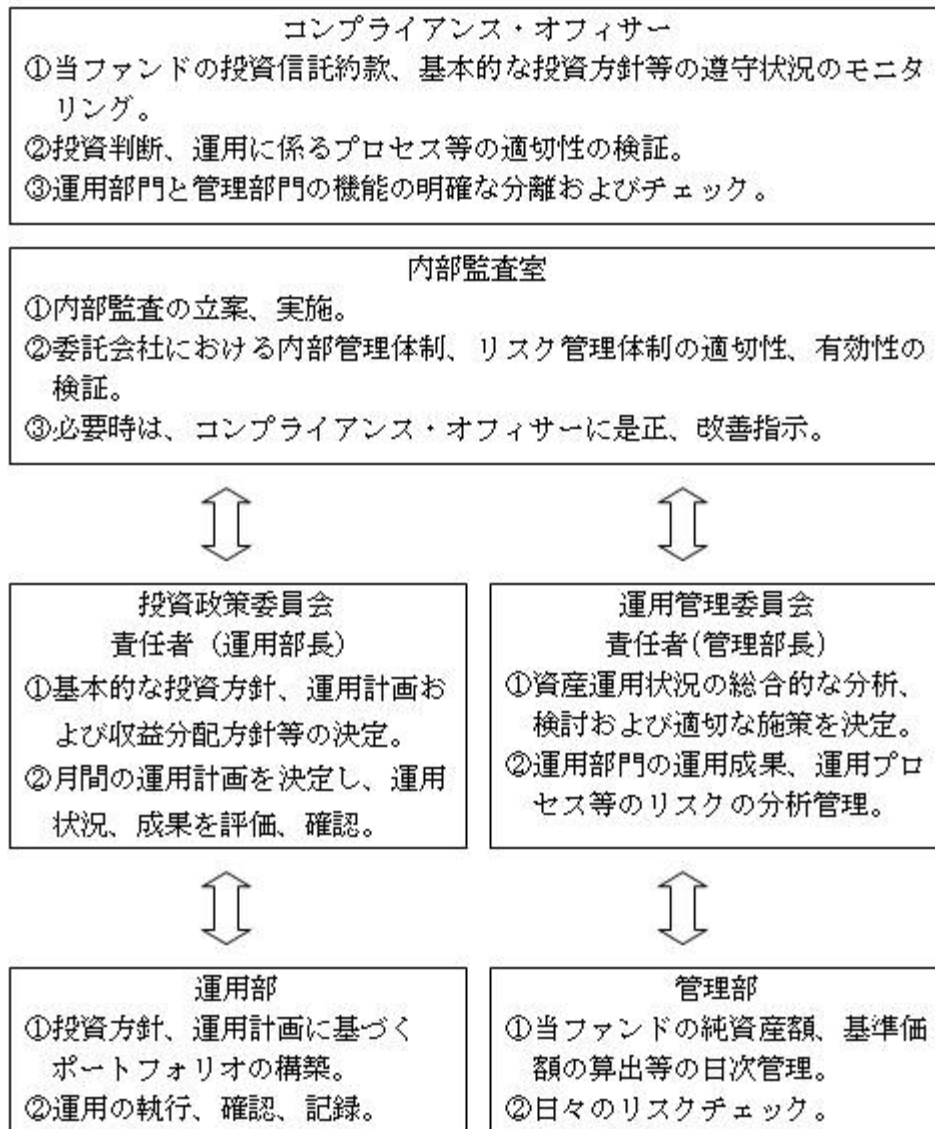
当ファンドは、受益権口数が3億口を下回ることとなったとき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

（３）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理担当部署等の概要

コンプライアンス・オフィサー

- ・ 関係する法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部、管理部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資信託約款の遵守等、運用部、管理部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 関係する法令諸規則、投資信託約款の遵守状況のモニタリング
 - ・ 取引の妥当性のチェック、検証
 - ・ 利益相反取引のチェック、検証

内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

(注) 投資リスクに対する管理体制は2024年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2019年4月末～2024年3月末



2019年4月 2020年3月 2021年3月 2022年3月 2023年3月 2024年3月

■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

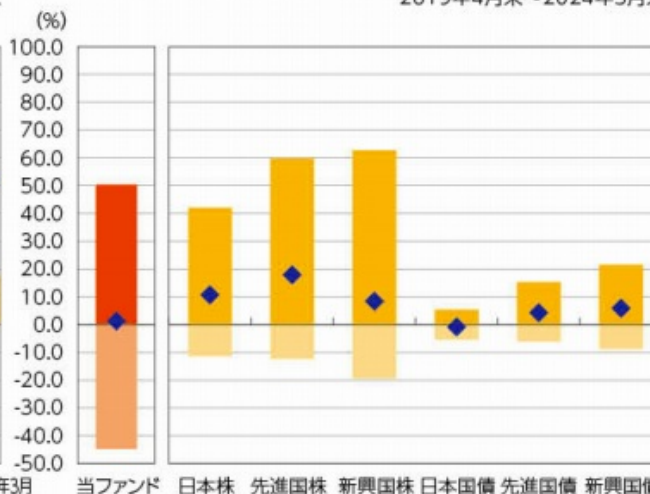
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2019年4月から2024年3月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2019年4月末～2024年3月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.3	10.7	17.9	8.4	△0.8	4.3	5.9
最大値	50.3	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△44.7	△11.4	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年4月から2024年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとし、申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5169%（税抜1.379%）の率を乗じて得た額とします。

・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	年率0.2970%（税抜0.270%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率1.1880%（税抜1.080%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0319%（税抜0.029%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬額は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

ファンドの主要投資対象の1つである以下の投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.0439%程度（税込・年率）となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）
UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド	0.527%程度

- 1 上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
- 2 上記料率には、管理会社・投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行、スワップ取引相手方への報酬が含まれます。ただし、管理事務代行会社と保管銀行への報酬は最低年間報酬額（管理事務代行会社は70,000米ドル、保管銀行は10,000米ドル）が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。また、受託会社への報酬（固定報酬として年額15,000米ドル）が別途かかります。
- 3 その他の費用・手数料等として、S & P / A S X 200 A - R E I T 指数に関わるライセンス料として、投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.02%（ただし、最低年間ライセンス料7,500米ドル）の費用を信託財産から支払いします。また別途、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、その他の費用・手数料等を信託財産から支払いします。なお、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前記、 、 の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

- 1 . 法律顧問に対する報酬および費用
- 2 . 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 3 . 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
- 4 . 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 5 . 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 6 . 組入有価証券等の取引に伴う手数料および租税
- 7 . 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 8 . 証券投資信託管理事務委託手数料
- 9 . 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- 10 . その他、投資信託設定に伴う諸費用
 - ・ 監査費用：ファンド監査にかかる費用
 - ・ 売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料
 - ・ 保管費用：資産を海外で保管する場合の費用

委託会社は前記、 、 、 に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ

め合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税の取扱いについて

(注) 所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1. 個人受益者の場合

イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20% (所得税15%および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます (原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。)。

ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益 (譲渡益) は譲渡所得として、20% (所得税15%および地方税5%) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

解約時および償還時の差損 (譲渡損) については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等 (申告分離課税を選択したものに限り) と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

また、特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。) の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ) 」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、15% (所得税のみ) の税率による源泉徴収が行われます。

- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

□ 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

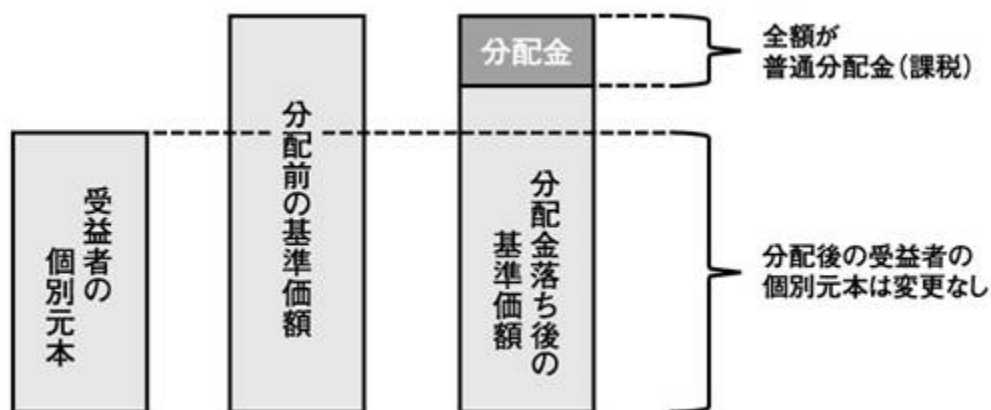
- イ 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

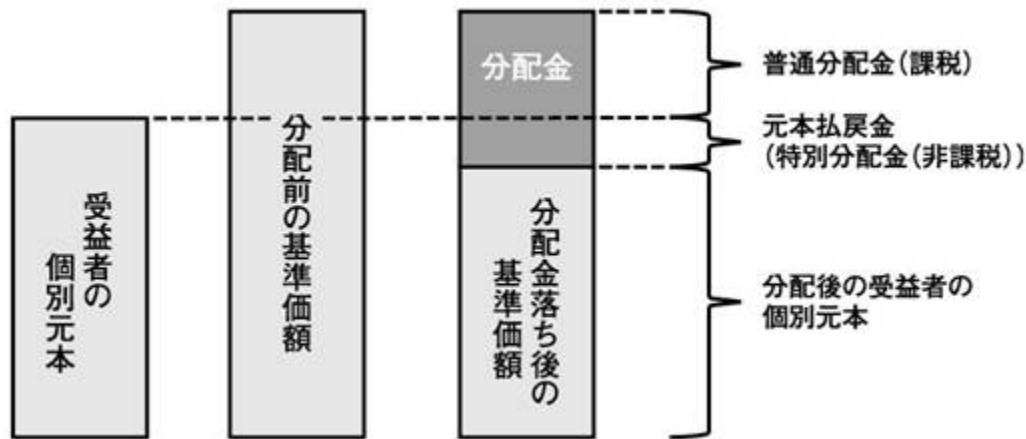
- イ 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<https://www.carrera-am.co.jp/>
- ・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2023年8月22日～2024年2月20日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
3.23%	1.51%	1.72%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「オーストラリアリートファンド（毎月分配型）」

(令和6年3月29日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	2,262,994,806	97.37
親投資信託受益証券	日本	4,663,649	0.20
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	-	56,335,839	2.42
合計(純資産総額)		2,323,994,294	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

(令和6年3月29日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイ マン	投資信託受益証券	UBS・オース トラリアリート・ス トラテジーファン ド	1,176,770.776	1,882.07	2,214,769,916	1,923.05	2,262,994,806	97.38
日本	親投資信託受益証券	カレラ マネープール マザーファンド	4,700,312	0.9922	4,663,649	0.9922	4,663,649	0.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

(令和6年3月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.38
親投資信託受益証券	0.20
合計	97.58

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

カレラ マネープール マザーファンド

(1) 投資状況

(令和6年3月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		51,566,639	100.00
合計(純資産総額)		51,566,639	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

(種類別投資比率)

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

令和6年3月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末 (平成29年 8月21日)	4,725,692,980	4,759,768,593	0.9708	0.9778
第2特定期間末 (平成30年 2月20日)	4,257,267,075	4,281,666,425	0.8724	0.8774
第3特定期間末 (平成30年 8月20日)	4,327,889,910	4,357,243,126	0.8847	0.8907
第4特定期間末 (平成31年 2月20日)	4,099,441,595	4,127,809,709	0.8671	0.8731
第5特定期間末 (令和1年 8月20日)	3,714,445,793	3,732,592,233	0.8188	0.8228
第6特定期間末 (令和2年 2月20日)	3,541,441,038	3,562,650,279	0.8349	0.8399
第7特定期間末 (令和2年 8月20日)	2,439,447,935	2,478,878,231	0.4949	0.5029
第8特定期間末 (令和3年 2月22日)	2,532,972,697	2,551,906,946	0.5351	0.5391
第9特定期間末 (令和3年 8月20日)	2,641,289,632	2,653,149,206	0.5568	0.5593
第10特定期間末 (令和4年 2月21日)	2,597,046,017	2,615,650,790	0.5584	0.5624
第11特定期間末 (令和4年 8月22日)	2,467,470,633	2,490,300,379	0.5404	0.5454
第12特定期間末 (令和5年 2月20日)	2,329,020,790	2,346,970,927	0.5190	0.5230
第13特定期間末 (令和5年 8月21日)	2,151,035,455	2,162,479,603	0.4699	0.4724
第14特定期間末 (令和6年 2月20日)	2,241,084,997	2,252,655,368	0.4842	0.4867
令和5年 3月末日	2,113,344,265	-	0.4694	-
令和5年 4月末日	2,152,590,527	-	0.4784	-
令和5年 5月末日	2,188,230,247	-	0.4874	-
令和5年 6月末日	2,250,910,284	-	0.4897	-
令和5年 7月末日	2,243,200,502	-	0.4877	-
令和5年 8月末日	2,222,230,295	-	0.4856	-
令和5年 9月末日	2,088,160,384	-	0.4579	-
令和5年 10月末日	1,952,903,517	-	0.4273	-
令和5年 11月末日	2,091,648,134	-	0.4609	-
令和5年 12月末日	2,224,823,347	-	0.4816	-
令和6年 1月末日	2,209,616,183	-	0.4762	-
令和6年 2月末日	2,228,515,348	-	0.4820	-
令和6年 3月末日	2,323,994,294	-	0.5032	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間末 (平成29年2月28日～平成29年8月21日)	0.0300
第2特定期間末 (平成29年8月22日～平成30年2月20日)	0.0460
第3特定期間末 (平成30年2月21日～平成30年8月20日)	0.0380
第4特定期間末 (平成30年8月21日～平成31年2月20日)	0.0420
第5特定期間末 (平成31年2月21日～令和1年8月20日)	0.0370
第6特定期間末 (令和1年8月21日～令和2年2月20日)	0.0380
第7特定期間末 (令和2年2月21日～令和2年8月20日)	0.0570
第8特定期間末 (令和2年8月21日～令和3年2月22日)	0.0320
第9特定期間末 (令和3年2月23日～令和3年8月20日)	0.0210
第10特定期間末 (令和3年8月21日～令和4年2月21日)	0.0265
第11特定期間末 (令和4年2月22日～令和4年8月22日)	0.0345
第12特定期間末 (令和4年8月23日～令和5年2月20日)	0.0285
第13特定期間末 (令和5年2月21日～令和5年8月21日)	0.0225
第14特定期間末 (令和5年8月22日～令和6年2月20日)	0.0205

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1特定期間末 (平成29年2月28日～平成29年8月21日)	0.1
第2特定期間末 (平成29年8月22日～平成30年2月20日)	5.4
第3特定期間末 (平成30年2月21日～平成30年8月20日)	5.8
第4特定期間末 (平成30年8月21日～平成31年2月20日)	2.8
第5特定期間末 (平成31年2月21日～令和1年8月20日)	1.3
第6特定期間末 (令和1年8月21日～令和2年2月20日)	6.6
第7特定期間末 (令和2年2月21日～令和2年8月20日)	33.9
第8特定期間末 (令和2年8月21日～令和3年2月22日)	14.6
第9特定期間末 (令和3年2月23日～令和3年8月20日)	8.0
第10特定期間末 (令和3年8月21日～令和4年2月21日)	5.0
第11特定期間末 (令和4年2月22日～令和4年8月22日)	3.0
第12特定期間末 (令和4年8月23日～令和5年2月20日)	1.3
第13特定期間末 (令和5年2月21日～令和5年8月21日)	5.1
第14特定期間末 (令和5年8月22日～令和6年2月20日)	7.4

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間末 (平成29年2月28日～ 平成29年8月21日)	4,879,482,806	11,538,062	4,867,944,744
第2特定期間末 (平成29年8月22日～ 平成30年2月20日)	72,336,264	60,410,994	4,879,870,014
第3特定期間末 (平成30年2月21日～ 平成30年8月20日)	88,562,625	76,229,914	4,892,202,725
第4特定期間末 (平成30年8月21日～ 平成31年2月20日)	40,634,237	204,817,819	4,728,019,143
第5特定期間末 (平成31年2月21日～ 令和1年8月20日)	66,438,599	257,847,642	4,536,610,100
第6特定期間末 (令和1年8月21日～ 令和2年2月20日)	258,034,431	552,796,236	4,241,848,295
第7特定期間末 (令和2年2月21日～ 令和2年8月20日)	799,449,457	112,510,628	4,928,787,124
第8特定期間末 (令和2年8月21日～ 令和3年2月22日)	59,733,426	254,958,140	4,733,562,410
第9特定期間末 (令和3年2月23日～ 令和3年8月20日)	135,117,556	124,850,142	4,743,829,824
第10特定期間末 (令和3年8月21日～ 令和4年2月21日)	114,673,955	207,310,391	4,651,193,388
第11特定期間末 (令和4年2月22日～ 令和4年8月22日)	59,306,646	144,550,684	4,565,949,350
第12特定期間末 (令和4年8月23日～ 令和5年2月20日)	73,120,910	151,535,771	4,487,534,489
第13特定期間末 (令和5年2月21日～ 令和5年8月21日)	193,351,968	103,226,929	4,577,659,528
第14特定期間末 (令和5年8月22日～ 令和6年2月20日)	221,553,219	171,064,191	4,628,148,556

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

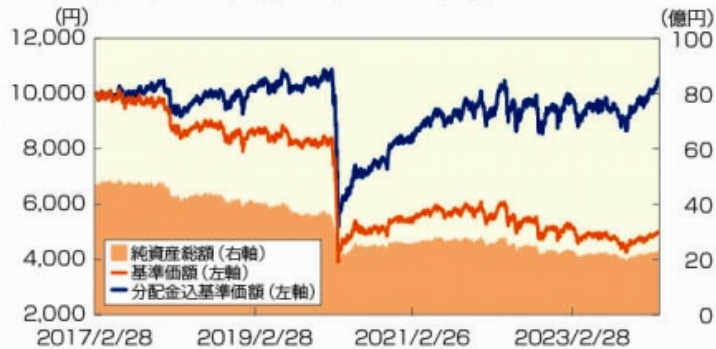
(参考情報)

(2024年3月29日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2017年2月28日)～2024年3月29日



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと表示しています。

● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	5,032円
純資産総額	2,323百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2024年3月	60円
2024年2月	25円
2024年1月	25円
2023年12月	35円
2023年11月	25円
直近1年間累計	430円
設定来累計	4,795円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド	97.38%
カレラ マネーフル マザーファンド	0.20%
現金・その他	2.42%
合計	100.0%

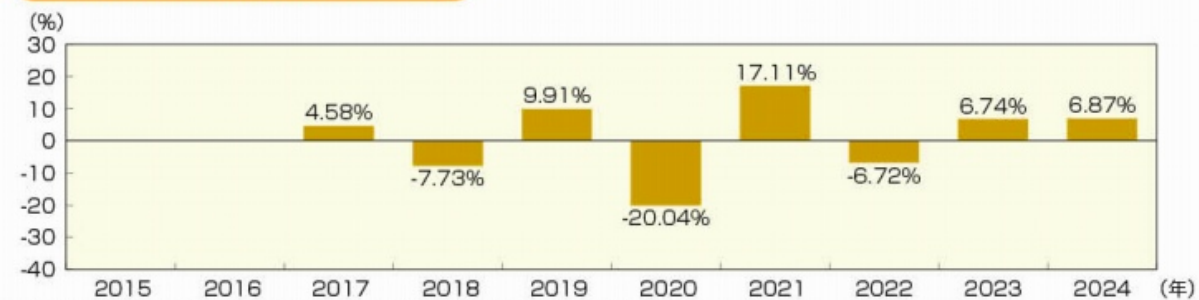
● 実質的な組入上位10銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	グッドマングループ	オーストラリア	9.7%
2	ミルバックグループ	オーストラリア	9.3%
3	ストックランド	オーストラリア	9.0%
4	センターグループ	オーストラリア	9.0%
5	GPTグループ	オーストラリア	8.7%
6	デクサス・プロパティグループ	オーストラリア	8.5%
7	ビシニティ・センターズ	オーストラリア	8.2%
8	チャーター・ホールグループ	オーストラリア	6.5%
9	ナショナル・ストレージREIT	オーストラリア	3.0%
10	リージョングループ	オーストラリア	2.8%

*実質的な組入上位10銘柄は、2024年3月28日(現地時間)のもので、当ファンドでは2024年3月29日の基準価額に反映されます。

*本目論見書は、組入比率は当ファンド(国内投資信託)の純資産総額に対する評価額の割合に基づいて計算しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2017年は設定日(2017年2月28日)から年末までの収益率、2024年は1月1日から3月29日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはアイルランドの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

（略称：豪州リート）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://www.carrera-am.co.jp/>

・電話番号 03-6691-2017（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。ただし、販売会社によっては、買取請求の受け付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。

なお、振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額としします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合

には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：豪州リート）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ．外国投資信託

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

ロ．マザーファンド

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

ハ．マザーファンドの主な運用対象資産の評価基準および評価方法

- ・ 公社債等 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
価格情報会社の提供する価額

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日から2027年2月22日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2027年2月22日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- イ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ニ．上記ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．上記ハ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ヘ．上記ハ．からホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ．からホ．までの手続を行うことが困難な場合も同様とします。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 のイ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

イ．委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ロ．委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。

ハ．上記ロ．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

イ．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。

ロ．イ．の電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目から受益者に支払われます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が上記の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「3 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<https://www.carrera-am.co.jp/>
- ・電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第14特定期間は、令和5年8月22日から令和6年2月20日までといたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14特定期間（令和5年8月22日から令和6年2月20日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【オーストラリアリートファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (令和5年8月21日現在)	当特定期間 (令和6年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	124,707,564	108,070,838
投資信託受益証券	2,036,791,555	2,143,612,221
親投資信託受益証券	4,666,939	4,664,119
流動資産合計	2,166,166,058	2,256,347,178
資産合計	2,166,166,058	2,256,347,178
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,444,148	11,570,371
未払解約金	472,800	791,926
未払受託者報酬	61,957	55,925
未払委託者報酬	2,884,205	2,603,381
その他未払費用	267,493	240,578
流動負債合計	15,130,603	15,262,181
負債合計	15,130,603	15,262,181
純資産の部		
元本等		
元本	4,577,659,528	4,628,148,556
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,426,624,073	2,387,063,559
（分配準備積立金）	2,004,274,844	2,096,394,214
元本等合計	2,151,035,455	2,241,084,997
純資産合計	2,151,035,455	2,241,084,997
負債純資産合計	2,166,166,058	2,256,347,178

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間		当特定期間	
	自	令和5年2月21日 至 令和5年8月21日	自	令和5年8月22日 至 令和6年2月20日
営業収益				
受取配当金		286,874,992		276,087,755
有価証券売買等損益		388,455,342		99,269,909
営業収益合計		101,580,350		176,817,846
営業費用				
受託者報酬		350,574		340,271
委託者報酬		16,319,711		15,840,043
その他費用		1,598,315		1,464,336
営業費用合計		18,268,600		17,644,650
営業利益又は営業損失（ ）		119,848,950		159,173,196
経常利益又は経常損失（ ）		119,848,950		159,173,196
当期純利益又は当期純損失（ ）		119,848,950		159,173,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額（ ）		95,922		513,436
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,158,513,699		2,426,624,073
剰余金増加額又は欠損金減少額		52,830,225		92,434,629
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		52,830,225		92,434,629
剰余金減少額又は欠損金増加額		99,266,224		117,627,584
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		99,266,224		117,627,584
分配金		101,729,503		93,906,291
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,426,624,073		2,387,063,559

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月21日から翌月20日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとしたしますので、当特定期間は令和5年8月22日から令和6年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間 (令和5年8月21日現在)	当特定期間 (令和6年2月20日現在)
1. 期首元本額	4,487,534,489円	4,577,659,528円
期中追加設定元本額	193,351,968円	221,553,219円
期中一部解約元本額	103,226,929円	171,064,191円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,426,624,073円	2,387,063,559円
3. 当該計算期間末日における受益権の総数	4,577,659,528口	4,628,148,556口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 令和5年2月21日 至 令和5年8月21日		当特定期間 自 令和5年8月22日 至 令和6年2月20日	
分配金の計算過程 第73期 令和5年2月21日 令和5年3月20日		分配金の計算過程 第79期 令和5年8月22日 令和5年9月20日	
A 費用控除後の配当等収益額	80,406,638円	A 費用控除後の配当等収益額	45,355,301円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	409,767,421円	C 収益調整金額	501,561,202円
D 分配準備積立金額	1,880,376,961円	D 分配準備積立金額	1,996,475,896円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,370,551,020円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,543,392,399円
F 当ファンドの期末残存口数	4,493,431,174口	F 当ファンドの期末残存口数	4,567,540,795口
G 10,000口当たり収益分配対象額	5,275円	G 10,000口当たり収益分配対象額	5,568円
H 10,000口当たり分配金額	60円	H 10,000口当たり分配金額	35円
I 収益分配金金額	26,960,587円	I 収益分配金金額	15,986,392円
第74期 令和5年3月21日 令和5年4月20日		第80期 令和5年9月21日 令和5年10月20日	
A 費用控除後の配当等収益額	43,452,778円	A 費用控除後の配当等収益額	73,042,905円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	- 円
C 収益調整金額	417,263,881円	C 収益調整金額	505,625,676円
D 分配準備積立金額	1,927,839,736円	D 分配準備積立金額	2,019,430,027円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,388,556,395円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,598,098,608円
F 当ファンドの期末残存口数	4,496,209,149口	F 当ファンドの期末残存口数	4,563,135,670口
G 10,000口当たり収益分配対象額	5,312円	G 10,000口当たり収益分配対象額	5,693円
H 10,000口当たり分配金額	40円	H 10,000口当たり分配金額	60円
I 収益分配金金額	17,984,836円	I 収益分配金金額	27,378,814円

第75期		第81期	
令和5年4月21日		令和5年10月21日	
令和5年5月22日		令和5年11月20日	
A	費用控除後の配当等収益額 43,569,800円	A	費用控除後の配当等収益額 34,293,659円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 423,713,796円	C	収益調整金額 513,031,715円
D	分配準備積立金額 1,943,574,041円	D	分配準備積立金額 2,047,881,095円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,410,857,637円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,595,206,469円
F	当ファンドの期末残存口数 4,489,702,225口	F	当ファンドの期末残存口数 4,545,556,221口
G	10,000口当たり収益分配対象額 5,369円	G	10,000口当たり収益分配対象額 5,709円
H	10,000口当たり分配金額 35円	H	10,000口当たり分配金額 25円
I	収益分配金金額 15,713,957円	I	収益分配金金額 11,363,890円
第76期		第82期	
令和5年5月23日		令和5年11月21日	
令和5年6月20日		令和5年12月20日	
A	費用控除後の配当等収益額 38,029,503円	A	費用控除後の配当等収益額 44,206,051円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 453,013,222円	C	収益調整金額 562,438,428円
D	分配準備積立金額 1,964,741,029円	D	分配準備積立金額 2,040,831,671円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,455,783,754円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,647,476,150円
F	当ファンドの期末残存口数 4,531,445,656口	F	当ファンドの期末残存口数 4,577,997,668口
G	10,000口当たり収益分配対象額 5,419円	G	10,000口当たり収益分配対象額 5,783円
H	10,000口当たり分配金額 35円	H	10,000口当たり分配金額 35円
I	収益分配金金額 15,860,059円	I	収益分配金金額 16,022,991円
第77期		第83期	
令和5年6月21日		令和5年12月21日	
令和5年7月20日		令和6年1月22日	
A	費用控除後の配当等収益額 37,713,518円	A	費用控除後の配当等収益額 33,043,414円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 494,127,338円	C	収益調整金額 601,673,583円
D	分配準備積立金額 1,976,629,413円	D	分配準備積立金額 2,061,875,988円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,508,470,269円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,696,592,985円
F	当ファンドの期末残存口数 4,588,638,964口	F	当ファンドの期末残存口数 4,633,533,535口
G	10,000口当たり収益分配対象額 5,466円	G	10,000口当たり収益分配対象額 5,819円
H	10,000口当たり分配金額 30円	H	10,000口当たり分配金額 25円
I	収益分配金金額 13,765,916円	I	収益分配金金額 11,583,833円
第78期		第84期	
令和5年7月21日		令和6年1月23日	
令和5年8月21日		令和6年2月20日	
A	費用控除後の配当等収益額 26,180,693円	A	費用控除後の配当等収益額 32,681,270円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 -円
C	収益調整金額 499,237,722円	C	収益調整金額 606,641,754円
D	分配準備積立金額 1,989,538,299円	D	分配準備積立金額 2,075,283,315円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,514,956,714円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,714,606,339円
F	当ファンドの期末残存口数 4,577,659,528口	F	当ファンドの期末残存口数 4,628,148,556口
G	10,000口当たり収益分配対象額 5,493円	G	10,000口当たり収益分配対象額 5,865円
H	10,000口当たり分配金額 25円	H	10,000口当たり分配金額 25円
I	収益分配金金額 11,444,148円	I	収益分配金金額 11,570,371円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前特定期間		当特定期間	
	自	至	自	至
1. 金融商品に対する取組方針	令和5年2月21日	令和5年8月21日	令和5年8月22日	令和6年2月20日
	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。		同左	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。		同左	

金融商品の時価等に関する事項

項目	前特定期間		当特定期間	
	(令和5年8月21日現在)		(令和6年2月20日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。		同左	
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。		有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。		同左	

（有価証券に関する注記）

前特定期間(自 2023年 2月21日 至 2023年 8月21日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	97,357,377
親投資信託受益証券	470
合計	97,357,847

当特定期間(自 2023年 8月22日 至 2024年 2月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	71,822,264
親投資信託受益証券	470
合計	71,821,794

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前特定期間 (令和5年8月21日現在)		当特定期間 (令和6年2月20日現在)	
1口当たり純資産額	0.4699円	1口当たり純資産額	0.4842円
(1万口当たり純資産額)	(4,699円)	(1万口当たり純資産額)	(4,842円)

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券（令和6年2月20日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド	1,140,792.09	2,143,612,221	
	合計	銘柄数：1 組入時価比率：95.7%	1,140,792.09	2,143,612,221 99.8%	
	合計			2,143,612,221	
親投資信託受益証券	日本円	カレラ マネープール マザーファンド	4,700,312	4,664,119	
	合計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	4,700,312	4,664,119 0.2%	
	合計			4,664,119	
合計				2,148,276,340	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド」および「カレラ マネープールマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」は該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド」の状況

UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表等は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

（1）財政状態計算書（2023年2月末現在）

	2023年2月28日	2022年2月28日
	日本円	日本円
資産		
流動資産		
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,119,639,749	2,434,039,207
現金及び現金同等物	123,809,662	107,162,513
ブローカーに対する債権	117,395,380	56,913,541
未収配当金	7,063,856	6,535,955
資産合計	2,367,908,647	2,604,651,216
資本		
シリーズトラストの株式保有者に帰属する資本及び剰余金		
資本金	2,242,178,404	2,543,840,751
累積損失	-	(29,067,668)
資産合計	2,242,178,404	2,514,773,083
負債		
流動負債		
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	8,305,918	28,688,144
銀行借入	14,692,624	24,474,438
ブローカーに対する債務	93,580,733	30,027,543
未払費用	9,150,968	6,688,008
負債合計	125,730,243	89,878,133
資本及び負債合計	2,367,908,647	2,604,651,216

(2) 包括利益計算書（2023年2月末現在）

	2023年2月28日 終了会計年度 日本円	2022年2月28日 終了会計年度 日本円
収益		
配当収入	111,232,575	110,673,042
利息収入	152,754	5,774
純外国為替差益	11,203,054	2,288,662
損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び 金融負債に係る公正価値のその他の純変動額	49,039,408	331,268,266
純投資利益	171,627,791	444,235,744
費用		
支払利息	7,928	2,365
受託報酬	2,171,657	1,644,897
事務管理報酬	12,088,230	9,851,256
保管報酬	1,868,263	1,443,569
投資運用報酬	3,983,783	4,435,859
管理報酬	2,343,397	2,609,311
取引手数料	217,337	100,979
担保代理人手数料	585,759	554,349
スワップ関連手数料	4,569,644	5,088,178
インデックス手数料	863,955	798,985
その他の営業費用	4,075,461	2,363,932
営業費用合計	32,775,414	28,893,680
税引前利益	138,852,377	415,342,064
源泉税	(11,447,056)	(13,313,495)
税引後利益	127,405,321	402,028,569
包括利益合計	127,405,321	402,028,569

(3) 持分変動計算書（2023年2月末現在）

	資本金 日本円	累積損失 日本円	資本合計 日本円
2021年2月28日現在	2,843,840,751	(431,096,237)	2,412,744,514
当会計年度包括利益合計	-	402,028,569	402,028,569
受益者への分配金	(643,720,683)	-	(643,720,683)
受益証券の発行額	643,720,683	-	643,720,683
受益証券の買戻し額	(300,000,000)	-	(300,000,000)
2022年2月28日現在	2,543,840,751	(29,067,668)	2,514,773,083
当会計年度包括利益合計	-	127,405,321	127,405,321
受益者への分配金	(673,015,615)	(98,337,653)	(771,353,268)
受益証券の発行額	771,353,268	-	771,353,268
受益証券の買戻し額	(400,000,000)	-	(400,000,000)
2023年2月28日現在	2,242,178,404	-	2,242,178,404

（４）投資有価証券明細表（2023年2月末現在）

以下の表は、2023年2月28日時点におけるシリーズトラストにより保有されている投資有価証券の集中の状況を示している。

	公正価値 日本円	公正価値で評価 された純資産に 対する割合 (%)
2023年2月28日現在		
金融資産		
上場株式	2,119,639,749	94.53
金融負債		
株式売建コールオプション・スワップへの投資	(6,872,167)	(0.31)
外国為替売建コールオプション・スワップへの投資	(1,433,751)	(0.06)
	(8,305,918)	(0.37)
2022年2月28日現在		
金融資産		
上場株式	2,434,039,207	96.79
金融負債		
株式売建コールオプション・スワップへの投資	(15,400,450)	(0.61)
外国為替売建コールオプション・スワップへの投資	(13,287,694)	(0.53)
	(28,688,144)	(1.14)

市場価格が5%（2022年：5%）上昇した場合、買戻し可能受益証券の保有者に帰属するシリーズトラストの純資産は77,254,336円（2022年：74,608,602円）増加する。一方、市場価格が5%（2022年：5%）下落した場合、買戻し可能受益証券の保有者に帰属するシリーズトラストの純資産は80,426,814円（2022年：78,770,810円）減少する。

管理会社は、売建コールオプション・スワップと上場株式への投資に係わる集中リスクを毎日監視している。シリーズトラストの売建コールオプション・スワップと上場株式は、以下の業種に集中している。

保管銀行およびカウンターパーティへのエクスポージャーは、財政状態計算書日現在における保有投資有価証券のそれぞれ100.39%（2022年：101.19%）および（0.39）%（2022年：（1.19）%）であった。

	2023年2月28日 投資合計額に占める 割合（%）	2022年2月28日 投資合計額に占める 割合（%）
上場株式への投資		
不動産	100.39	101.19
売建コールオプション・スワップへの投資		
その他	(0.39)	(1.19)
	100.00	100.00

以下の表は、売建コールオプション・スワップにおける業種の集中を示している。

	想定元本 日本円 2023年	公正価値 日本円 2023年	想定元本 日本円 2022年	公正価値 日本円 2022年
株式コールオプション・スワップ				
不動産	1,256,296,690	(6,872,167)	1,424,644,672	(15,400,450)
外国為替コールオプション・スワップ	1,054,037,476	(1,433,751)	1,206,937,234	(13,287,694)
	2,310,334,166	(8,305,918)	2,631,581,906	(28,688,144)

2023年2月28日現在、以下の上場株式の各発行体に対するエクスポージャーは買戻し可能受益証券の保有者に帰属する純資産の5%を超えていた。

	2023年2月28日 純資産に占める割合（%）
投資有価証券	
Goodman Group	9.15
Stockland	9.01
Scentre Group	8.99
Dexus	8.91
GPT Group	8.87
Mirvac Group	8.80
Vicinity Centres	7.77
Charter Hall Group	6.19
	2022年2月28日 純資産に占める割合（%）
投資有価証券	
Dexus	9.53
Scentre Group	9.46
Goodman Group	9.29
Mirvac Group	9.02
Stockland	8.77
GPT Group	8.36
Vicinity Centres	7.24
Charter Hall Group	7.00

「カレラ マネープール マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（令和5年8月21日現在）	（令和6年2月20日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	51,602,754	51,574,234
流動資産合計	51,602,754	51,574,234
資産合計	51,602,754	51,574,234
負債の部		

流動負債		
その他未払費用	3,255	3,100
流動負債合計	3,255	3,100
負債合計	3,255	3,100
純資産の部		
元本等		
元本	51,970,693	51,970,693
剰余金		
剰余金又は欠損金()	371,194	399,559
元本等合計	51,599,499	51,571,134
純資産合計	51,599,499	51,571,134
負債純資産合計	51,602,754	51,574,234

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和5年8月22日 至 令和6年2月20日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和5年8月21日現在)	(令和6年2月20日現在)
1. 期首元本額	51,970,693円	51,970,693円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 元本の欠損	371,194円	399,559円
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額		
3. 当該計算期間末日における受益権の総数	51,970,693口	51,970,693口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和5年2月21日 至 令和5年8月21日	自 令和5年8月22日 至 令和6年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和5年8月21日現在)	(令和6年2月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(令和5年8月21日現在)		(令和6年2月20日現在)	
1口当たり純資産額	0.9929円	1口当たり純資産額	0.9923円
(1万口当たり純資産額)	(9,929円)	(1万口当たり純資産額)	(9,923円)

（元本の移動）

（単位：円）

区分	自 令和5年2月21日 至 令和5年8月21日	自 令和5年8月22日 至 令和6年2月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	令和5年2月21日	令和5年8月22日
期首元本額	51,970,693円	51,970,693円
期末元本額	51,970,693円	51,970,693円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
元本の内訳		
3つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	13,977,022円	13,977,022円
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	9,971,025円	9,971,025円
3つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	9,971,025円	9,971,025円
テキサス州株式ファンド	2,299,852円	2,299,852円
3つの財布 欧州リートファンド	11,051,457円	11,051,457円
オーストラリアリートファンド(毎月分配型)	4,700,312円	4,700,312円

（注） は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「オーストラリアリートファンド(毎月分配型)」

(2024年3月29日現在)

資産総額	2,325,572,298円
負債総額	1,578,004円
純資産総額(-)	2,323,994,294円
発行済数量	4,618,115,378口
1口当たり純資産額(/)	0.5032円

<参考>

「カレラ マネープール マザーファンド」

純資産額計算書

(2024年3月29日現在)

資産総額	51,569,739円
負債総額	3,100円
純資産総額(-)	51,566,639円
発行済数量	51,970,693口
1口当たり純資産額(/)	0.9922円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に對抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2024年3月末日現在）

資本金の額

1億6,240万円

会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

発行済株式総数

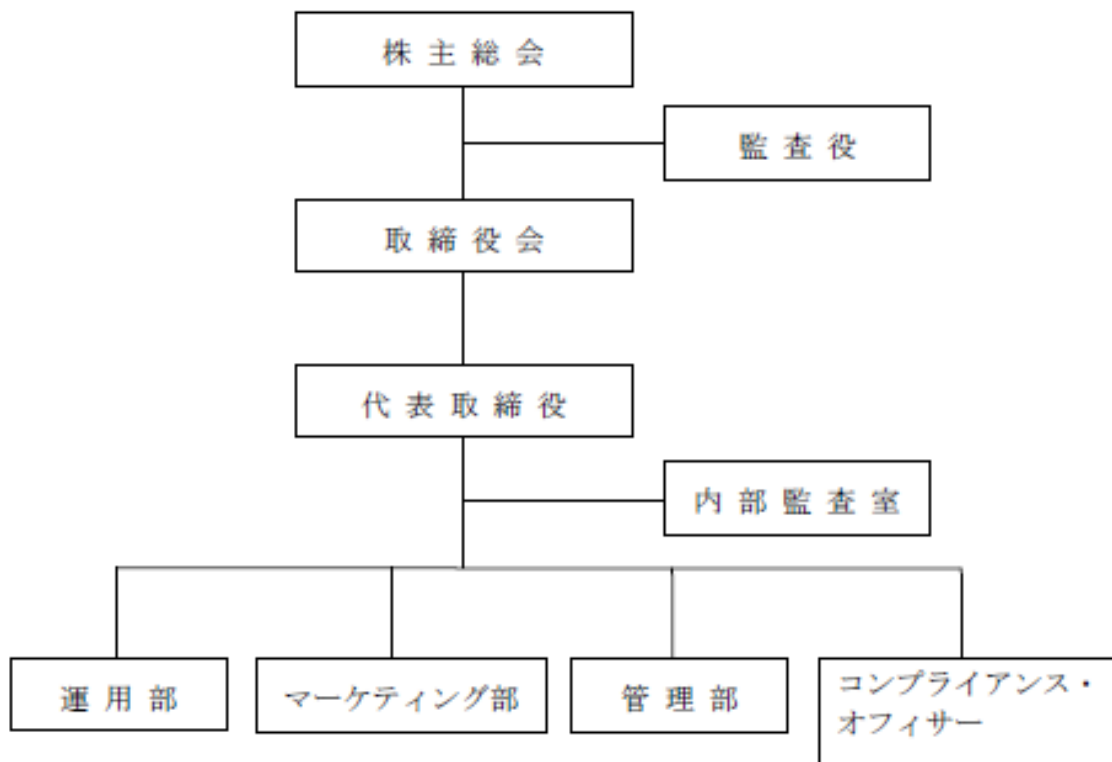
790株（普通株式）

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の組織図

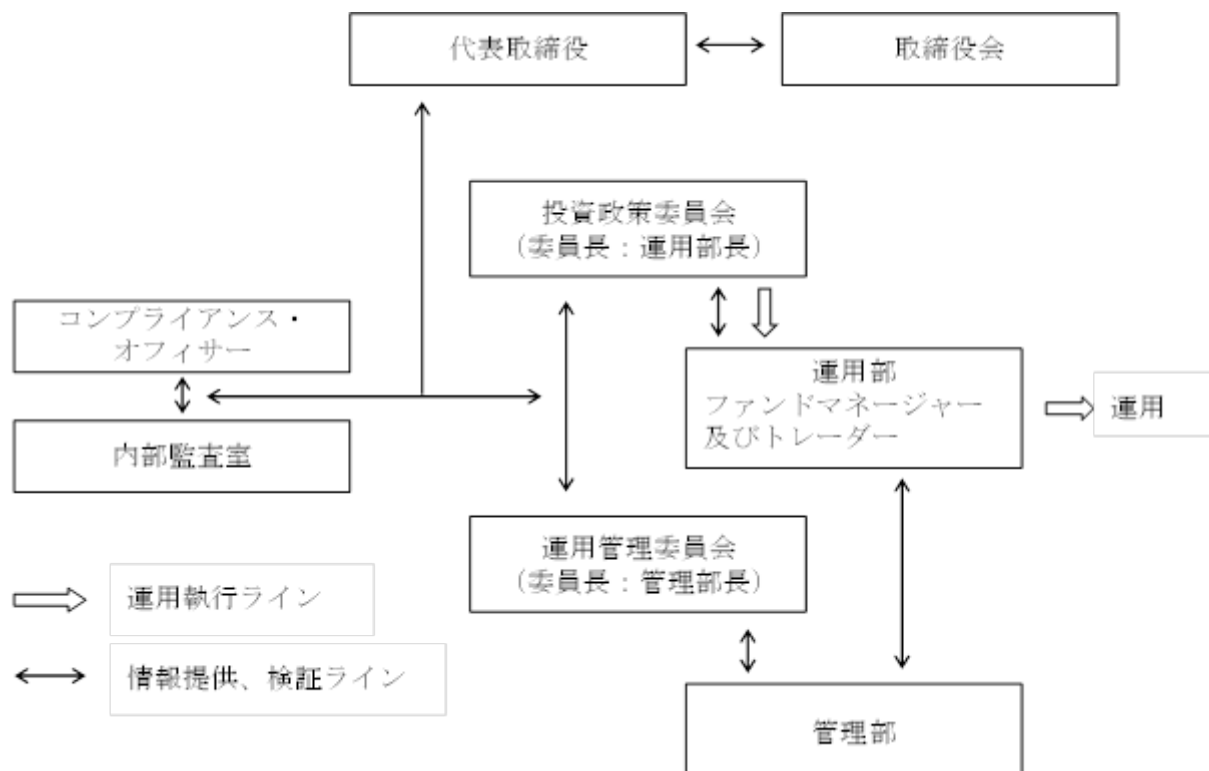


(注) 上記組織は、2024年3月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、2024年3月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2024年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	33本	72,713百万円
合計			33本	72,713百万円

(親投資信託を除く)

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (3) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度の中間会計期間(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)の中間財務諸表について、UHY東京監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第11期 (令和4年3月31日現在)		第12期 (令和5年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			663,130		648,595
2			-		-
3			2,511		2,583
4			87,126		80,078
5			29,718		30,733
6			164		141
7			-		-
			782,651		762,132
流動資産合計					
固定資産					
1	1		4,206		5,069
(1)		4,206		5,069	
2			3,019		2,908
(1)		3,019		2,908	
3			4,300		3,842
(1)		4,300		3,842	
			11,526		11,820
固定資産合計					
資産合計					
			794,177		773,952

区分	注記 番号	第11期 (令和4年3月31日現在)		第12期 (令和5年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			98,022		99,136
(1) 未払手数料	2	51,334		47,482	
(2) その他未払金		46,687		51,653	
2 未払法人税等			23,599		6,992
3 未払消費税等			7,678		3,064
4 賞与引当金			5,469		4,930
流動負債合計			134,769		114,123
固定負債					
1 退職給付引当金			1,090		1,013
固定負債合計			1,090		1,013
負債合計			135,860		115,136
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			333,517		334,016
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		333,517		334,016	
株主資本合計			658,317		658,816
純資産合計			658,317		658,816
負債及び純資産合計			794,177		773,952

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			750,039		714,090
2 投資助言報酬			2,009		1,792
営業収益合計			752,048		715,883
営業費用					
1 支払手数料	1		486,242		459,189
2 委託計算費			33,784		34,292
3 広告宣伝費					
4 調査費			8,671		11,822
5 営業雑経費			8,866		13,689
(1) 通信費		3,063		3,063	
(2) 協会費		1,305		1,353	
(3) 印刷費		4,497		9,271	
営業費用合計			537,563		518,993
一般管理費					
1 給料			100,095		101,360
(1) 役員報酬		12,343		12,348	
(2) 給料・手当		69,828		71,969	
(3) 賞与		5,768		4,559	
(4) 法定福利費		12,155		12,482	
2 旅費交通費			2,387		2,668
3 不動産賃借料			15,681		15,681
4 業務委託費			3,208		3,403
5 賞与引当金繰入			5,469		4,930
6 退職給付引当金繰入			2,326		1,495
7 租税公課			3,953		3,667
8 減価償却費	2		1,995		2,098
9 その他一般管理費			3,853		4,156
一般管理費合計			138,970		139,824
営業利益			75,513		57,065

区分	注記 番号	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取利息			0		0
2 雑収入			16		25
3 賞与引当金戻入			-		151
営業外収益合計			16		178
経常利益			75,530		57,244
税引前当期純利益			75,530		57,244
法人税、住民税及び事業税			26,036		18,367
法人税等調整額			1,699		457
当期純利益			51,193		38,418

(3) 【株主資本等変動計算書】

区分	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	295,753	333,517
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	13,430	37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	333,517	334,016

区分	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
利益剰余金合計		
当期首残高	295,753	333,517
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	13,430	37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	333,517	334,016
株主資本合計		
当期首残高	620,553	658,317
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	13,430	37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	658,317	658,816
純資産合計		
当期首残高	620,553	658,317
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,193	38,418
剰余金の配当	13,430	37,920
当事業年度中の変動額合計	37,763	498
当期末残高	658,317	658,816

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識していません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (令和4年3月31日現在)	第12期 (令和5年3月31日現在)
<p>1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,677千円</p> <p style="padding-left: 20px;">無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,805千円</p> <p>2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 42,370千円</p>	<p>1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,545千円</p> <p style="padding-left: 20px;">無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,936千円</p> <p>2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 37,920千円</p>

（損益計算書関係）

第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">支払手数料 403,083千円</p> <p>2. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費額 1,995千円</p> <p style="padding-left: 40px;">有形固定資産減価償却費額 1,010千円</p> <p style="padding-left: 40px;">無形固定資産減価償却費額 985千円</p>	<p>1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">支払手数料 371,794千円</p> <p>2. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費額 2,098千円</p> <p style="padding-left: 40px;">有形固定資産減価償却費額 1,067千円</p> <p style="padding-left: 40px;">無形固定資産減価償却費額 1,031千円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年6月16日 定時株主総会	普通株式	13,430	17,000	令和3年3月31日	令和3年6月17日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月13 日 定時株主総会	普通株式	37,920	利益剰余金	48,000	令和4年3月31 日	令和4年6月14 日

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月13日 定時株主総会	普通株式	37,920	48,000	令和4年3月31日	令和4年6月14日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	利益剰余金	36,000	令和5年3月31日	令和5年6月20日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第11期（令和4年3月31日現在）

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	663,130	663,130	-
(2) 未収委託者報酬	87,126	87,126	-
(3) 未収投資助言報酬	164	164	-
(4) 未収入金	29,718	29,718	-
資産計	780,140	780,140	-
(5) 未払金	(98,022)	(98,022)	-
未払手数料	(51,334)	(51,334)	-
その他未払金	(46,687)	(46,687)	-

(注) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(5) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価(千円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
(1) 現金及び預金	-	663,130	-
(2) 未収委託者報酬	-	87,126	-
(3) 未収投資助言報酬	-	164	-
(4) 未収入金	-	29,718	-
資産計		780,140	
(5) 未払金	-	(98,022)	-
未払手数料	-	(51,334)	-
その他未払金	-	(46,687)	-

第12期（令和5年3月31日現在）

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	648,595	648,595	-
（２）未収委託者報酬	80,078	80,078	-
（３）未収投資助言報酬	141	141	-
（４）未収入金	30,733	30,733	-
資産計	759,548	759,548	-
（５）未払金	(99,136)	(99,136)	-
未払手数料	(47,482)	(47,482)	-
その他未払金	(51,653)	(51,653)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価(千円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
(1) 現金及び預金	-	648,595	-
(2) 未収委託者報酬	-	80,078	-
(3) 未収投資助言報酬	-	141	-
(4) 未収入金	-	30,733	-
資産計		759,548	
(5) 未払金	-	(99,136)	-
未払手数料	-	(47,482)	-
その他未払金	-	(51,653)	-

（有価証券関係）

第11期（令和4年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第12期（令和5年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第11期	第12期
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	貯蔵品 657	貯蔵品 1,105
	賞与引当金 1,674	賞与引当金 1,509
	未払金 201	未払金 201
	未払事業税 1,432	未払事業税 710
	退職給付引当金 334	退職給付引当金 310
	一括償却資産	一括償却資産
	合計 4,300	前払い費用 4
	評価性引当額 -	合計 3,842
	<u>繰延税金資産合計</u> 4,300	評価性引当額 -
		<u>繰延税金資産合計</u> 3,842

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
	(調整)		(調整)	
	寄付金等永久に損金算入されない項目	0.52%	寄付金等永久に損金算入されない項目	0.93%
	役員賞与等永久に損金算入されない項目	0.82%	役員賞与等永久に損金算入されない項目	0.62%
	住民税均等割額	0.38%	住民税均等割額	0.51%
	その他	0.12%	その他	0.21%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.22%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.89%

(セグメント情報等)

セグメント情報

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	21,513	投資運用業
スイス株式ファンド	12,131	投資運用業
カレラ Jリートファンド	110,193	投資運用業
メキシコ株式ファンド	9,541	投資運用業
オランダ株式ファンド	30,977	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	6,702	投資運用業
ロシア株式ファンド	8,823	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	19,087	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,491	投資運用業

フランス株式ファンド	15,983	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	60,593	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド (毎月分配型)	53,643	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	4,892	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド (毎月分配型)	58,694	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド (毎月分配型)	97,994	投資運用業
テキサス州株式ファンド	16,611	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,716	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	4,989	投資運用業
オーストラリアリートファンド	36,364	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,926	投資運用業
中欧株式ファンド	7,222	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	31,821	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	8,097	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	37,260	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	9,438	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	24,064	投資運用業
ブラジル株式ファンド	20,358	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	14,602	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	2,297	投資運用業

セグメント情報

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,410	投資運用業
スイス株式ファンド	10,995	投資運用業
カレラ Jリートファンド	98,336	投資運用業
メキシコ株式ファンド	9,677	投資運用業
オランダ株式ファンド	23,999	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	9,932	投資運用業
ロシア株式ファンド	2,896	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	15,601	投資運用業
イタリア株式ファンド	8,903	投資運用業
フランス株式ファンド	13,886	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	46,006	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	43,756	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,995	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	44,207	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	86,866	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,953	投資運用業

フィリピン株式ファンド	2,796	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	3,745	投資運用業
オーストラリアリートファンド	32,420	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	9,948	投資運用業
中欧株式ファンド	5,772	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,728	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,050	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	32,131	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	6,228	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	21,710	投資運用業
ブラジル株式ファンド	11,328	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	25,272	投資運用業
カレラ B E V 関連株ファンド	34,497	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	15,041	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	15,737	投資運用業
インド株式ファンド	8,254	投資運用業

（関連当事者との取引）

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	403,083	未払手数料	42,370

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（2）重要な関連会社

該当事項はありません。

第12期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	371,794	未払手数料	37,920

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（2）重要な関連会社

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1株当たり純資産額	833,313円10銭	833,944円56銭
1株当たり当期純利益	64,802円19銭	48,631円46銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	658,317	658,816
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	658,317	658,816
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	第12期 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	51,193	38,418
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	51,193	38,418
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (令和5年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	656,509
2		前払費用	1,557
3		未収委託者報酬	91,700
4		未収投資助言報酬	144
5		未収入金	27,524
		流動資産合計	777,435
固定資産			
1	1	有形固定資産	4,442
		(1) 器具備品	4,442
2		無形固定資産	2,323
		(1) ソフトウェア	2,323
3		投資その他の資産	3,929
		(1) 繰延税金資産	3,929
		固定資産合計	10,695
		資産合計	788,130

		当中間会計期間末 (令和5年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1 未払金			96,923
(1) 未払手数料	2	56,165	
(2) その他未払金		40,758	
2 未払法人税等			16,815
3 未払消費税等			6,266
4 賞与引当金			5,140
流動負債合計			125,145
固定負債			
1 退職給付引当金			884
固定負債合計			884
負債合計			126,030
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			162,400
2 資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3 利益剰余金			337,300
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		337,300	
株主資本合計			662,100
純資産合計			662,100
負債及び純資産合計			788,130

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			398,547
2 投資助言報酬	1		876
営業収益合計			399,423
営業費用			
1 支払手数料	2		256,132
2 委託計算費			17,957
3 調査費			6,209
4 営業雑経費			4,526
(1) 通信費		1,459	
(2) 協会費		876	
(3) 印刷費		2,190	
営業費用合計			284,826
一般管理費			
1 給料			48,003
(1) 役員報酬		6,314	
(2) 給料・手当		35,415	
(3) 法定福利費		6,272	
2 旅費交通費			1,352
3 不動産賃借料			7,840
4 業務委託費			831
5 賞与引当繰入			5,140
6 退職給付引当金繰入			520
7 租税公課			2,105
8 減価償却費	3		1,211
9 その他一般管理費			1,198
一般管理費合計			68,203
営業利益			46,393

		当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			0
2 雑収入			50
営業外収益合計			50
経常利益			46,443
税引前中間純利益			46,443
法人税、住民税及び事業税			14,806
法人税等調整額			-87
中間純利益			31,724

(3) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
区分	金額(千円)
株主資本	
資本金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	334,016
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	337,300

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
区分	金額(千円)
利益剰余金合計	
当期首残高	334,016
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
剰余金の配当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	337,300
株主資本合計	
当期首残高	658,816
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	662,100
純資産合計	
当期首残高	658,816
当中間会計期間純利益	31,724
剰余金の配当	-28,440
当中間会計期間の変動額合計	3,284
当中間会計期間末残高	662,100

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	5,219千円
無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	3,521千円
2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。	
(流動負債)	
未払手数料	44,964千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
1. 営業収益の投資助言報酬は、平成27年6月15日に業務の種別に係る変更登録につき、投資助言・代理業の追加を行い計上するものであります。	
2. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。	
支払手数料	194,618千円
3. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
減価償却費額	1,211千円
有形固定資産減価償却費額	627千円
無形固定資産減価償却費額	584千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2. 配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月19日 定時株主総会	普通株式	28,440	36,000	令和5年 3月31日	令和5年6月19 日

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(令和5年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	656,509	656,509	-
(2) 未収委託者報酬	91,700	91,700	-
(3) 未収投資助言報酬	144	144	-
(4) 未収入金	27,524	27,524	-
資産計	775,878	775,878	-
(5) 未払金	(96,923)	(96,923)	-
未払手数料	(56,165)	(56,165)	-
その他未払金	(40,758)	(40,758)	-
負債計	(96,923)	(96,923)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(5) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2023年9月30日)

区分	時価(千円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
(1)現金及び預金	-	656,509	-
(2)未収委託者報酬	-	91,700	-
(3)未収投資助言報酬	-	144	-
(4)未収入金	-	27,524	-
資産計		775,878	
(5)未払金	-	(96,923)	-
未払手数料	-	(56,165)	-
その他未払金	-	(40,758)	-

（有価証券関係）

当中間会計期間末(令和5年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
	単位：千円	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産	
	貯蔵品	899
	賞与引当金	1,573
	未払金	33
	未払事業税	1,149
	退職給付引当金	270
	前払費用	2
	合計	3,929
	評価性引当額	0
	合計	3,929
	繰延税金資産合計	3,929
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1．サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	9,300	投資運用業
スイス株式ファンド	5,658	投資運用業
カレラ Jリートファンド	47,854	投資運用業
メキシコ株式ファンド	6,058	投資運用業
オランダ株式ファンド	12,635	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	1,898	投資運用業
ロシア株式ファンド	183	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	8,370	投資運用業
イタリア株式ファンド	5,516	投資運用業
フランス株式ファンド	7,972	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	20,930	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド (毎月分配型)	21,924	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	2,576	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド (毎月分配型)	20,019	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド (毎月分配型)	32,622	投資運用業
テキサス州株式ファンド	7,289	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,339	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	2,867	投資運用業
オーストラリアリートファンド	14,733	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	4,902	投資運用業
中欧株式ファンド	4,576	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	13,716	投資運用業

カレラ改日本株式ファンド	3,275	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	18,756	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	2,653	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,199	投資運用業
ブラジル株式ファンド	4,594	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	12,170	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	19,892	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	14,552	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	26,378	投資運用業
インド株式ファンド	21,168	投資運用業
グローバル食料株ファンド	10,959	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
1株当たり純資産額	838,101円80銭
1株当たり当中間会計期間純利益	40,157円23銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	662,100
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	662,100
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

(注) 1株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	31,724
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	31,724
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	790

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、およびにおいて同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額 324,279百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 10,000百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2024年5月20日現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管、管理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い、再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2024年3月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

1. 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
2. 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
3. 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
4. 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
5. 目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
6. 交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
7. 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
8. 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
9. 目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
10. 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和6年4月22日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員

公認会計士

若槻 明

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリアリートファンド（毎月分配型）の令和5年8月22日から令和6年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリアリートファンド（毎月分配型）の令和6年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和5年6月5日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中UHY東京監査法人
東京都品川区指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年11月13日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士

若槻 明

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和5年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。